

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇告 示 町等の区域の変更等(市町村振興課)

保険薬剤師の登録(保険課)

土地改良法による換地計画の決定(農村整備課)

土地区画整理組合の事業計画の変更の認可(都市計画課)

土地区画整理法による換地処分()

◇公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

告 示

鳥取県告示第六百六十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廢止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第四項後段の規定による鳥取新都市土地区画整理事業(十五工区)の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成六年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する
町及び字の名称

若葉台南三丁目

同上の区域(平成六年二月十日現在の地番による。)

若葉台南三丁目の全域

生山字本谷四二二の一、四二三の一の一部、四二四の一部、四二五の一部、四二六、四二六の一の一部、四二七、四二八の一から四二八の三まで及びこれらと一体をなす国有地

生山字大鷲谷四二九の三

生山字芦谷四三三の一、四三三の三及びこれらと一体をなす国有地

生山字治郎谷五六三の一、五六三の二、五六四、五六五の一から五六五の三までの一部、五六五の四、五六六の四、五六六の五

生山字本谷口五六八の一、五六八の二、五六九の一、五六九の三

生山字献上谷五七〇の二、五七〇の三の一部、五七一の三の一部

生山字洞道谷五七六の四、五七六の五の一部、五七六の六から五

七六の八まで

生山字乳母谷の全域

生山字砥石場平の全域

生山字岩丸木平の全域

生山字奥岩丸木五八一の四、五八一の五の一部

生山字本谷のうち四二二の一、四二三の一の一部、四二四の一部、四二五の一部、四二六、四二六の一の一部、四二七、四二八の一から四二八の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

生山字大鷲谷のうち四二九の三以外の区域

生山字芦谷のうち四三三の一、四三三の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

生山字大鷲谷のうち四二九の三以外の区域

生山字芦谷のうち四三三の一、四三三の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

生山字大鷲谷のうち四二九の三以外の区域

生山字芦谷のうち四三三の一、四三三の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

生山字大鷲谷のうち四二九の三以外の区域

生山字芦谷のうち四三三の一、四三三の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

生山字大鷲谷のうち四二九の三以外の区域

生山字芦谷のうち四三三の一、四三三の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

生山字大鷲谷のうち四二九の三以外の区域

生山字芦谷のうち四三三の一、四三三の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

生山字治郎谷	生山字治郎谷のうち五六三の一、五六三の二、五六四、五六五の一から五六五の三までの一部、五六五の四、五六六の四、五六六の五以外の区域
生山字本谷口	生山字本谷口のうち五六八の一、五六八の二、五六九の一、五六九の三以外の区域
生山字献上谷	生山字献上谷のうち五七〇の二、五七〇の三の一部、五七一の三の一部以外の区域
生山字洞道谷	生山字洞道谷のうち五七六の四、五七六の五の一部、五七六の六から五七六の八まで以外の区域
生山字奥岩丸木	生山字奥岩丸木のうち五八一の四、五八一の五の一部以外の区域
廃止する字の名称	生山字乳母谷、生山字砥石場平、生山字岩丸木平

鳥取県告示第六百六十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
鈴木和子	鳥薬第九〇七号	平成六年九月十三日
増田貢	鳥薬第九〇五号	平成六年九月一日

鳥取県告示第六百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る神戸上地区第一工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間
平成六年九月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所
日南町役場

四 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六百六十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、鳥取市本場土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成六年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 事業施行期間

変更前 平成五年三月二十六日から平成九年三月三十一日まで
変更後 平成五年三月二十六日から平成十年三月三十一日まで

二 施行地区

変更なし

三 事務所所在地

鳥取市青葉町三丁目一〇三 株式会社不動産企業内

四 設立認可の年月日

平成五年三月二十二日

五 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

六 公告の方法

鳥取市役所及び施行地区周辺の公民館の掲示場に掲示して行う。

七 変更認可の年月日

平成六年九月二十日

鳥取県告示第六百六十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定に基づき、地域振興整備公団から鳥取新都市土地区画整理事業（十五工区）の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成六年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七十六号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成六年九月二十七日

鳥取県公安委員長 松 本 徹

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	C R ・ 竜神	株式会社平和
〃	C R ・ 怒竜パーク	〃
〃	トランスルチャンスII	株式会社三洋物産
〃	わくわくセブン	〃
〃	C R コング	〃
〃	プロレスII	〃
〃	C R エンゼルハート	〃
〃	海軍将軍	奥村遊機株式会社

〃	海鮮道楽	〃
〃	ドリーム・チャンピオン2	〃
〃	スペースホールDX	〃
〃	玉の宮5	〃

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円(送料を含む)】